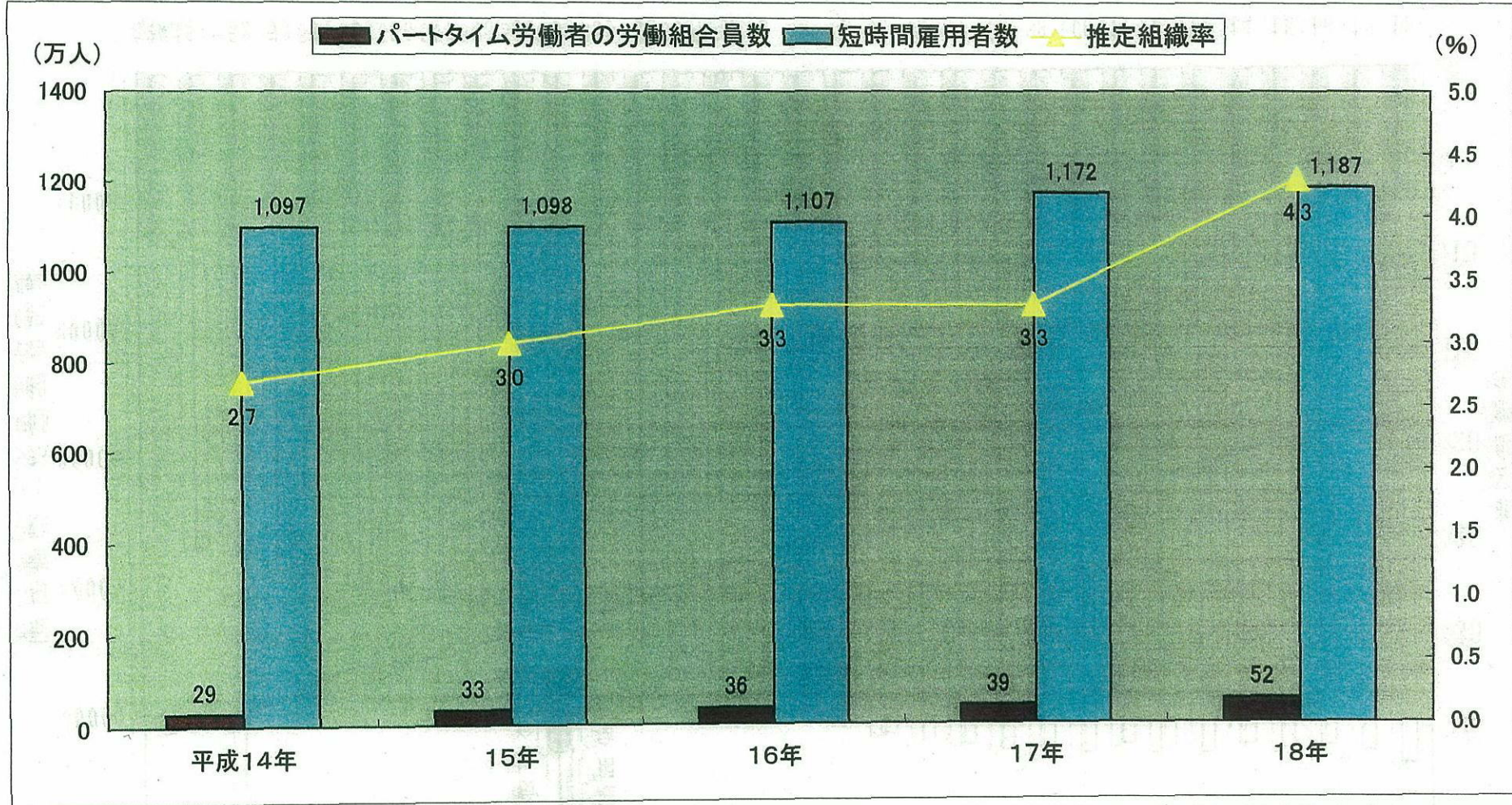


## パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移(単位労働組合)



注(1)「パートタイム労働者」とは、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者及び事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

注(2)「短時間雇用者数」は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。

注(3)「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

出所:「平成18年労働組合基礎調査」(厚生労働省)